

アーク溶接等作業をおこなう皆さまへ

# 「溶接ヒューム」が 特定化学物質障害予防規則の "特定化学物質" に指定されました

「溶接ヒューム」は、労働者に健康障害を引き起こすおそれがあることが明らかになったため、労働安全衛生法施行令、特化則等の改正が行われ、アーク溶接作業を実施する際は、以下の内容が規定されます。

改正政省令は、  
2021年4月1日から施行されています

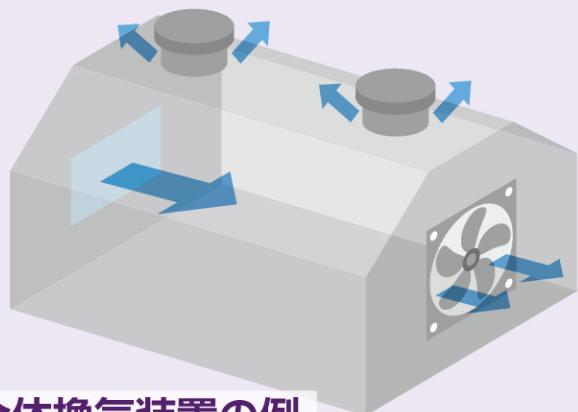
- ※一部の規定には、経過措置(2022年4月1日施行)があります
- ※アーク溶接等作業
  - ・金属をアーク溶接する作業
  - ・アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業
  - ・燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは対象外です



## 予防措置工程表

工程	年 月	令和3年(2021年)												令和4年(2022年)												令和5年(2023年)			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4			
①動力付き全体換気装置等による換気		2021年4月から実施																											
②溶接ヒュームの測定		2021年4月から実施												2022年3月末までに完了する必要があります															
③特定化学物質作業主任者の選任		2021年4月から実施																											
④半年毎の特殊健康診断		2021年4月から実施																											
⑤その他の必要な措置		2021年4月から実施																											

## 1 作業場に動力付き全体換気装置 (または同等以上の措置) の設置が必要



全体換気装置の例



局所排気装置の例

## 2 決まった方法で溶接ヒューム濃度を測定



### 溶接ヒューム濃度測定方法

測定結果のマンガンの濃度から適切な呼吸用保護具を選定する必要があります。  
また、年に1回マスクのフィットテストも実施しなければなりません。

低

要求防護係数

高



使い捨てマスク



取り換え式防塵マスク



電動ファン付き防塵マスク

※参考 労働局関連情報

愛媛労働局



労働衛生に関する  
問い合わせ一覧

香川労働局



作業環境測定  
機関一覧

広島労働局



各種法令・制度・手続き  
安全衛生関係

弊社では十分な知識・経験を有する作業環境測定機関のご紹介や、適切な呼吸用保護具の選定・管理方法についてのご提案が可能です。担当までお気軽にご連絡ください！

## 3 特定化学物質作業主任者を選任

『特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習』を修了した者のうちから作業主任者を選任してください。  
※ 技能講習については、各都道府県の労働基準協会ホームページをご確認ください。

## 4 特殊健康診断の実施が必要

金属アーク溶接作業に常時従事する労働者に対し、6か月以内ごとに1回、定期的に特殊健康診断を実施しなければなりません。



## 5 その他の必要な措置

金属アーク溶接作業に関し、

- ①安全衛生教育
- ②ぼろ等の処理
- ③ 不浸透性の床の設置
- ④立入禁止措置
- ⑤運搬貯蔵時の容器等の使用等
- ⑥休憩室の設置
- ⑦洗浄設備の設置
- ⑧ 喫煙または飲食の禁止
- ⑨有効な呼吸用保護具の備え付け
- ⑩床の清掃等の措置を講じてください。

 **四国溶材株式会社**

<http://www.sweco.co.jp>

〒794-0083 愛媛県今治市宅間甲360番地 TEL 0898-23-8511 (製造部直通) FAX 0898-23-0531

Mail:qa@acrowel.com

措置に関するお問い合わせ窓口: 製造部製造企画セクション